

実質化された人・農地プラン（三奈木地区）

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
朝倉市	三奈木地区	令和3年3月31日	令和5年8月31日

1 対象地区の現状

1) 地区内の耕地面積（市農地台帳より）	587.7 ha
2) アンケートに回答した地区内の農業者の耕作面積合計	391.1 ha
3) 地区内の75歳以上の農業者の耕作面積合計（市農地台帳より）	131.5 ha…A
i) Aのうち、アンケートに回答した面積合計	79.1 ha…B
① Bのうち、後継者がいる 面積合計	32.7 ha…C
② Bのうち、後継者がいない 面積合計	46.4 ha…D
ii) Aのうち、後継者について不明の面積合計（A-C-D）	52.4 ha
4) 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積合計	7.0 ha…E
（備考）※貸付け等の意向が確認された農地は、1347筆、114.4haとなっている。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、39.4 ha (D-E) 多く新たな農地の受け手の確保が必要。	

2 対象地区の課題

・ほ場整備は屋形原地区のみ完了しており、その他の地区はできていない。 ・農道、水路が整備されていないところが多く、水が行き届かない農地もある。 ・担い手が少なく今後の営農計画が立てられないため、基盤整備ができない。また農地が狭いため、ほ場整備地の何倍もの仕事量になる。 ・三奈木麦生産組合として裏作のみ共同化を行っており、狭小な農地が多い。 ・機械が高すぎて専業で農業を始めるにはリスクが高すぎる。 ・鳥獣による農産物被害が多く、電気柵を始め対策はとっているもののさらなる対策が必要。 ・災害で水路が埋まっているところがあり個人で復旧できない。 ・小規模農家で機械購入など支援が受けられない。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・水田及び樹園地を中心に認定農業者及び生産組合に集約化していく。 ・優良農地への集約を検討する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

・平坦部は認定農業者及び入り作農家を中心に農地利用を行う。 ・山間部は果樹生産が盛んで、認定農業者を中心に農地利用を行う。
--

5 今後の地域の中心となる経営体（別紙）